

## <第2モデル案の考え方>

- 第2案は社会福祉の構成という視点に着目して作成したものである。
- 現行の指定科目は、社会福祉六法の枠組みを基礎として、そこでの「相談援助」業務を想定したものである。従って、分野や制度を柱として構成されており、社会福祉士のコアとなる役割や機能は不明確であった。そのため新しい社会福祉士の業務から、何が社会福祉士養成教育に必要なかを考え、「原理」「システム」「対象」「方法」「連携」の5部門に再編し整理したものである。
- 生活支援論を原理部門とし、社会福祉士が支援を展開する上で重要となる視点として位置付けた。また、システム部門については、社会福祉供給システム論と社会福祉財政論を新たな科目とし、対象部門では対象の生活の理解にとどめている。
- 従前の介護及び医学の領域を連携部門として設定した。

③ 第3モデル案

指定科目		時間数
社会福祉原論（歴史・理論）		30
社会福祉専門職論（価値・倫理等）		30
高齢者福祉論	生活の理解、法制、サービス供給システム、行財政の理解	30
	事例研究・見学実習等	30
障害者福祉論	生活の理解、法制、サービス供給システム、行財政の理解	30
	事例研究・見学実習等	30
児童家庭福祉論	生活の理解、法制、サービス供給システム、行財政の理解	30
	事例研究・見学実習等	30
社会保障論		60
公的扶助論	生活の理解、法制、サービス供給システム、行財政の理解	30
	事例研究・見学実習等	30
地域福祉論	生活の理解、法制、サービス供給システム、行財政の理解	30
社会福祉援助技術論 ・社会福祉調査法 ・マイクロ - マクロソーシャルワーク ・スーパービジョン ・関連領域（医療・保健・司法・教育・産業等）における相談援助		330
社会福祉援助技術演習Ⅰ（基礎演習）		60
社会福祉援助技術演習Ⅱ（応用演習）		120
社会福祉援助技術現場実習		360
社会福祉援助技術現場実習指導		90
心理学	1科目選択必修	30
社会学		
法学		30
医学一般		60
介護保険論（介護の制度と理論・技術）		60
時間数合計		1,530

### <第3案の考え方>

- 現行指定科目を調整し、演習・実習を強化したものである。
- 時間数は、現行1,050時間に社会福祉援助技術論210時間増、演習（基礎演習）60時間増、実習180時間増、公的扶助論30時間増、介護概論を介護保険論とした。なお、心理学と社会学は、いずれか1科目選択必修としている。
- 高齢者福祉論・障害者福祉論・児童家庭福祉論・公的扶助論の時間数を分け、事例研究・見学実習等が行える各30時間を設定した。これは、社会福祉援助技術演習や社会福祉援助技術現場実習を補完・充実させるための方策として、これまでの講義中心の内容に加えて、現行の分野論で事例研究・見学実習等を行うことにより、実践的な教育を行うことを意図している。
- 公的扶助論は、現行では30時間となっているが、生活保護制度における自立支援プログラムの実施や就労支援に関し、今後、社会福祉士が担うべき重要な業務と考えられるため、他の高齢者福祉論等と同じ30時間増60時間とした。ハローワークなど、実習指定施設以外における事例研究や見学実習等も想定しており、今後、労働行政における社会福祉士の活用も視野に入れたものである。

### 3. 実習のあり方について

#### 1) 実習時間数の検討

##### 【現行の内容】

- 現行の実習時間である180時間を、労働基準法第32条の規定に基づく1日8時間/週40時間労働を原則とすると、180時間=22.5日となり、23日間の実習となる。
- 一般養成施設通信教育課程では実習時間が90時間となっており、上記で換算すると12日間の実習となる。
- 事前実習先訪問（オリエンテーション）を、実習時間数として換算しているところもあれば、していないところもあり、各大学等の裁量に委ねられているのが現状となっている。

##### 【実習時間数についての問題点】

- 本協会会員校からも「現場実習時間が短すぎる」、「内容が伴っていない」等の意見が少なくない。
- 一般養成施設の通信教育課程では、実習時間が90時間と短く、通学の課程との時間数についての整合性を説明する根拠がない。また、一般養成施設の入学資格要件とも関係するが、一般大学等、いわゆる福祉現場経験や福祉教育を受けていない者も入学資格要件に入っており、90時間の実習時間が「内容が伴っていない」「専門職養成教育として現実的ではない」などの意見も少なくない。
- 質を向上させるためには、最低何時間の実習が必要かの根拠が明確ではない。  
【例：CSWE (Council on Social Work Education, USA) では、学部でのソーシャルワーカー養成の実習時間を400時間に設定している。また、他の専門職種においては、看護師養成1,035時間、理学療法士・作業療法士810時間、介護福祉士450時間となっている。】

##### 【実習時間改定にあたっての基本的考え方】

- 現在そして将来のニーズに応えうる実践力を持つ社会福祉士養成のために、実習時間を大幅に増加する。
- 通学課程・通信課程を問わず実習時間数は同一とする。
- 実習の形態は、連続して行う集中型実習、2期、3期などに分けて期間をおいて行う分散型実習、および週に1回行くなど通期（前期あるいは後期）や通年で行う通期・通年型実習などを併用しながら、実施する。

##### 【改定案】

実習時間数を、現行の180時間から2倍の360時間とする。

実習時間数の積算にあたっては、5日間勤務で1週間とし、1週間40時間としてカウントした場合、実習形態としては、以下のようなパターンが考えられる。

○集中型実習：

45日間<9週間>連続

○分散型実習：

2期に分ける場合（前期20日間<4週間>、後期25日間<5週間>など）

3期に分ける場合（前期5日間<1週間>、中期20日間<4週間>、後期20日間<4週間>など）

○通期・通年型実習：

1週間に1回の場合（45週間）

1週間に2回の場合（23週間）

1週間に1.5回の場合（30週間）、など

○集中実習と通期・通年型実習：

前期（4ヶ月）に1週間に1回（16日間）

夏季休暇中に、集中で行う（13日間）

後期（4ヶ月）に1週間に1回（16日間）、など

○ 実習時間の大幅増は、現実問題として実習施設・機関の確保が難しくなる。そのため、まずは、実習指導者の養成を拡充していく必要がある。また、実習を受け入れ、適切な実習指導を積極的に行っている施設・機関については、当該施設・機関の社会的評価が高まるような配慮や、実習指導に対する取り組みを正当に評価し、支援するための制度を構築する必要がある。例えば、第三者評価の項目の1つとして、「実習生の受け入れ」を位置づけることや、何らかの金銭的補助が可能となるような方策などが考えられる。

## 2) 社会福祉援助技術（ソーシャルワーク）現場実習指導の内容・時間数についての検討

### 【検討にあたっての基本的考え方】

社会福祉援助技術（ソーシャルワーク）現場実習指導の内容について、専門職養成としてのスタンダードを設定する。

### 【現行の内容】

○ 90時間で社会福祉援助技術現場実習指導を実施しているが、その内訳は明確ではない。

○ 昭和63年2月12日の社庶第26号の「社会福祉士養成施設における授業科目の目標及び内容」によると社会福祉援助技術演習においても、実習後の実習総括を

行うことになっており、実習後のスーパービジョンの位置づけが曖昧である。

- ゆえに、社会福祉援助技術演習や社会福祉援助技術論等と社会福祉援助技術現場実習指導との関連が理解でき、養成教育の中で連動させるための明確な基準を設定する必要がある。

#### 【社会福祉援助技術現場実習指導の内容・時間数についての問題点】

- 社会福祉援助技術現場実習指導の時間数が不足しているという声は、社会福祉援助技術演習ほど多くはないが、内容の検討とともに時間数の検討が必要である。
- 実習後指導、いわゆるスーパービジョンの方法が、大学でも大学院でもカリキュラムに入れているところは少ない。大学院修了後に実習助手となる人々が、スーパービジョンを理解していない場合があることも問題の一つである。
- 「本来、学習目標があり、それを達成するために学習内容と方略が計画され、それに基づく教育活動があり、最後にそれらを評価し改善に結びつける試験が行われるのが筋道」(17.9.28 社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構 医学系OSCE実施小委員会委員長 北村聖)であり、そのような意味からも学習目標、学習内容、方略、教育活動を明確にする必要がある。

#### 【実習指導時間及び内容の改定にあたっての基本的考え方】

- スーパービジョンが明確となるような実習指導の体系化。
- 社会福祉援助技術演習以外で何を教えることが、科目としての現場実習の特徴かを明らかにする。
- 専門職としての資質、技能が実習に行けるレベルにあるかどうかのチェックが可能な内容とする。

上記を踏まえた上で、以下の目標設定が考えられる。

- 社会福祉援助技術現場実習指導の学習目標：
  - ・ 講義や社会福祉援助技術演習で身につけた社会福祉援助技術の技能等を、実習において活用できるようにする。
  - ・ 社会福祉援助技術演習等において、事例の捉え方を把握していることを前提とする。
- 習得すべき学習内容：
  - ① 実習に関する共通の項目を理解する：利用者のプライバシーへの配慮、身だしなみ、言葉遣い、挨拶、利用者との良好な（共感的）コミュニケーション、利用者の話を聞く、利用者に話を伝える等。
  - ② 実習計画書作成の意義を理解し、適切な実習計画を作成する。
  - ③ 実習計画書の変更を行える。
  - ④ 実習巡回時のスーパービジョンに備え、実習中に感じた問題や課題を整理す

る。

- ⑤ 実習ノートの書き方を習得する。
- ⑥ 利用者の課題を把握し理解する。
- ⑦ 利用者への援助方法を理解する。
- ⑧ 援助計画や記録の書き方を理解する。
- ⑨ 施設・機関と地域、政策との関連を理解する。

#### 【実習指導時間及び内容の改定内容】

- ① 社会福祉援助技術現場実習指導時間数は現行の90時間のままとする。
- ② 実習中のスーパービジョンは、社会福祉援助技術現場実習では、他職種の実習巡回とは異なる性質を持つものである。大学等における社会福祉援助技術現場実習指導は、実習後に大学においてどのようにスーパービジョンを行うかが重要である。特にアメリカのソーシャルワーク教育では、実習先のスーパーバイザーが責任を持って、実習中のスーパービジョンを行っており、このような状況から、わが国における社会福祉援助技術現場実習指導を効果的に行うには、実習後のスーパービジョン体制を強化すること、実習時の問題対応に関わるリスクマネジメントを充実させること、実習期間中に帰校日を設定するなどの対応も可能とすることを検討する必要がある。
- ③ メールや電話等を用いて随時連絡をとり、相談等を行うなどのリスクマネジメント体制を各大学等で充実させることを検討すべきである。
- ④ 大学等における巡回指導の実態として、実習施設等の実習指導担当者への挨拶のみで終わるなど、十分に時間を確保していないケースが見受けられる。社会福祉援助技術の中に位置づけられている実習という性質を勘案すると、認められるべきものではない。実習生・実習指導者・実習指導担当教員の三者が当該実習生の状況や課題・成果等を協議でき、実習生に対しては適切なスーパービジョンが行える時間数を確保する。ただ先にも述べたように、内容を高めることを第一義的目的とすべきである。

### 3) 実習指導者の資格要件の検討

#### 【検討にあたっての基本的考え方】

実習指導者については、一般養成施設では社会福祉士資格取得者等の資格要件が規定されているが、大学等ではその規定がないため、質の向上のためには何らかの資格要件の規定が必要である。

#### 【現行の内容】

- 一般養成施設では、①「社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者」、②「児童福祉司、身体障害者福祉司、社会福祉法第15条

第1項第1号の所員、知的障害者福祉司又は老人福祉法第6条に規定する社会福祉主事として、8年以上相談援助業務に従事した経験のある者」、③「社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉士養成施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、社会福祉士の資格を有する者」が、所定の用紙を提出して、実習指導者として認められる。

○ 大学では実習指導者の資格要件に関する規定はない。

【実習指導者の資格要件に関する問題点】

- 専門職であり国家資格である社会福祉士の実習であるのに、介護実習や保育士実習のみで終了する例が多い。
- 実習生を受け入れる施設・機関等の責任者が、社会福祉士実習の趣旨を理解し、適切な実習を行う必要がある。

【実習指導者の資格要件の改定にあたっての基本的考え方】

- 基本的には、現行の一般養成施設に適用されている規定を遵守する。

<実習指導者の資格要件の改定案>

項目	内容
実習指導者資格要件	① 社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者 ② 児童福祉司、身体障害者福祉司、社会福祉法第15条第1項第1号の所員、知的障害者福祉司又は老人福祉法第6条に規定する社会福祉主事として、8年以上相談援助業務に従事した経験のある者 ③ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉士養成施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、社会福祉士の資格を有する者 ④ 厚生労働省が指定する団体が行う社会福祉士養成施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、社会福祉士の資格を有する者 ※ 国家資格である社会福祉士の実習という趣旨に鑑みれば、最終的には(何年か後には)、実習指導者資格要件を社会福祉士以外認めないとする事も検討すべきである。これは、他の国家資格(医師、看護師等)をみてもわかるとおり、無資格者が実践技術・能力の修得を目的とする実習指導を担当することはあり得ず、各国家資格との整合性という観点からも重要なことである。
手続き及び経過措置	① 現行の一般養成施設に適用されている上記実習指導者資格要件は、一般養成施設以外の大学等における実習では、その要件を把握していない場合がほとんどである。実習を行うにあたり、上記要件を規定として適用させるには、経過措置が必要と考えられる。 ② 実習にかかる厚生労働省への申請手続き等は、現行においては一般養成施設に規定されているものを大学等に適用すると、定員規模によっては相当の混乱が予想されるため、一定期間の経過措置を設けることや、手続きの簡素化(例えば、1) 毎年の実習指導者が同一の場合、書類の提出を要さない、2) 実習指導者が変更となった場合は、口頭による社会福祉士資格取得の確認など)も検討されてよい。



#### 4) 社会福祉援助技術現場実習指導担当教員の資格要件の検討

【社会福祉援助技術現場実習指導担当教員資格要件の検討にあたっての基本的考え方】

一般養成施設では、修了大学院の分野、論文、現場経験等で、総合的に社会福祉援助技術現場実習指導担当教員を定めているが、大学ではそのような規定がないため、何らかのスタンダードを設定する必要がある。

【社会福祉援助技術現場実習担当教員の要件についての問題点】

- 社会福祉分野を専門としない教員が実習指導を行っている例が相当数あり、何らかの基準の設定が必要である。
- 基準として、現場経験を重視すると、何十年も前の現場経験でもよいのかという疑問がある。
- 社会福祉士取得を条件とした場合は、他分野を専攻した者が社会福祉士を取得しただけでよいのかという問題点もある。
- 何をもって、社会福祉援助技術現場実習担当教員の資格とすべきかが不明確である。

【改定にあたっての基本的考え方】

- 上記のように様々な問題があるため、一概に社会福祉士取得者が担当教員としてふさわしいともいえないし、福祉系大学院修了者が適当であるともいえない状況にある。
- 文部科学省の大学設置審査の教員審査基準（申し合わせ）において、実習助手の資格に関する項目を参考とする。

【社会福祉援助技術現場実習指導担当教員の資格要件 改定案】

- 次のような改定案を提案する。

＜社会福祉援助技術現場実習指導担当教員の資格要件（案）＞

項目	社会福祉援助技術現場実習指導担当教員の資格要件（案）
実習指導担当教員 資格要件	① 社会福祉学領域を専攻して修士以上の学位を有する者であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす団体が実施する社会福祉援助技術現場実習指導担当教員研修課程（仮称）を修了した者 ② 社会福祉学領域において学士以上の学位を有する社会福祉士で2年以上の実務経験を有し、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす団体が実施する社会福祉援助技術現場実習指導担当教員研修課程（仮称）を修了した者 ③ ①、②と同等以上の知識及び経験がある者 ※ なお、研修課程修了による認定は更新制を導入するなどを検討する。

手続き及び経過措置	<p>① 現行の一般養成施設に適用されている上記実習指導担当者資格要件は、一般養成施設においても社会福祉士取得を必須としていない。実習を指導するにあたり、上記要件を規定として適用させるには、経過措置が必要と考えられる。</p> <p>② 上記③については、時限的経過措置とする。</p>
-----------	---

#### 4. 教員の資質向上に関する取り組みについて

- 社会福祉士養成校の教員の資質向上に向けた取り組みは、本協会としても研修等事業において実施してきた。社会福祉援助技術演習、社会福祉援助技術現場実習指導担当教員については、平成17年度より当該担当教員に特化した研修を強化してきたところである。
- 現行制度においては、社会福祉援助技術演習は学生20名に1人の演習担当教員の配置を規定しているが、教員数の確保もさることながら、演習の教授法を開発し、担当教員の資質向上を図ることが重要である。
- 上述の3.カリキュラム・シラバスの見直しにも示すとおり、演習や実習を充実することにより、担当する教員の資質向上とともに量的確保が課題となる。そのため、演習および実習担当教員の研修体制を確立し、一定の研修を修了した者を養成課程担当教員の要件とする仕組みが必要である。
- この研修体系の基盤構築については、これまでの事業や研修プログラム構築等の実績から、本協会が担えるものと認識しており、研修の実施については、全養成校を対象とするため、全国を数ブロックに分けて研修を実施する等の検討を行いたい。
- また、教員研修課程プログラムの開発及び事例研究等の教材開発や教授法開発は、専門職団体である日本社会福祉士会等との連携が不可欠となるものであり、実習指導者養成研修とともに共同による事業実施が必要である。

##### 【付記】

- 制度改正にともなう経過措置については、十分配慮する必要がある。
- 精神保健福祉士との関係性については、国家試験制度における共通科目部分等もあるため、十分な手続きを踏んだ検討が必要である。
- 主に社会福祉士養成教育の内容に焦点化して検討を行ってきたが、カリキュラムやシラバスの内容の見直しに伴い、国家試験のあり方についても、見直しを含めた十分な検討がなされる必要がある。
- 社会福祉士養成教育のあり方について、実践力をもった人材の養成という観点からは、養成校における取り組みと合わせて、日本社会福祉士会等の専門職団体における卒後の研修やOJT (On-the-job Training) 等、および実習受入施設・機関の体制確保が重要であり、専門職団体や施設・機関とその組織団体に対して積極的な取組みを要請するとともに、本協会としても連携して努力したい。

以上

